

公金の債権回収業務に関する法務研修 進行次第

主催：日本弁護士連合会

共催：総務省 高知弁護士会

日時：令和8年1月22日（木）13時00分～17時00分（受付12時20分～）

会場：高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 大ホール桜（高知市本町5丁目3-20）

内容：次のとおり

開始時刻 (所要時間)	内 容	担 当
13:00 (5分)	開会挨拶	高知弁護士会 会長 金子 努
13:05 (10分)	総務省の取組説明	総務省行政管理局 公共服务改革推進室
13:15 (10分)	高知弁護士会の自治体との連携に係る取組説明	高知弁護士会
13:25 (60分)	公金の債権管理回収業務に関する法令と実務	日弁連自治体等連携センター委員 弁護士 福山 聖 (福岡県弁護士会)
14:25 (10分)	休憩	
14:35 (60分)	公金の債権管理回収業務に関する法令と実務	日弁連自治体等連携センター委員 弁護士 福山 聖 (福岡県弁護士会)
15:35 (10分)	意見交換会設営・休憩	
15:45 (75分)	意見交換会（参加者による意見交換、名刺交換等）	地方公共団体職員 日本弁護士連合会 高知弁護士会
17:00	法務研修終了	

※内容等については、講師との協議等により変更する場合があります。

◆◇本編資料集目次

番号	資料	頁
◆総務省資料		
1	PPT 「公金の債権回収業務に関する法務研修－市区町村における公金の債権回収－」	1
◆高知弁護士会資料		
2	高齢者・障害者支援センター「くるみ」の活動のご案内	13
◆研修資料		
3	PPT 「公金の債権管理回収業務に関する法令と実務」	15

※当連合会では、本研修会の内容を記録し、また、成果普及に利用するため、本研修会の様子の録画・録音を行っております。録画・録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、ホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。

※発言の内容は資料を含め、各発言者の意見・見解を表したものであり、当連合会の公式意見・見解としてまとめたものではないことをご留意ください。

※参加者個人での録音・写真撮影や二次使用は固くお断り申し上げます。

※当研修会以外での本資料集の公表・配布・転載は御遠慮ください。

公金の債権回収業務に関する法務研修

市区町村における公金の債権回収

総務省 行政管理局 公共サービス改革推進室



目 次

1	公共サービス改革推進室の取組	1
2	高知県の地方公共団体の区分・特徴	3
3	公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）	6
4	地方公共団体の取組事例	18
	参考資料	21

1 公共サービス改革推進室の取組

○公共サービス改革推進室は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」第4条第2項に基づき、地方公共団体における公共サービス改革の取組を可能とする環境整備に取り組んでいる。

○これまでの主な取り組みは以下のとおり。

公金の債権回収業務に係る環境整備

- 公金債権回収業務に係る手引きの作成・公表
※『公金の債権回収業務～官民連携に向けて～』（平成25年3月公表）
- 公金債権回収業務の取組に係る参考事例集の作成
- 公金債権回収業務に関する法務研修への参加
- 公金債権回収業務の業務効率化の取組に係るアンケート調査の実施ほか

【参考】 総務省HPにおける関係資料の掲載場所

- 公金債権回収業務に係る手引き、法務研修等
公共サービス改革（市場化テスト）>地域の公共サービス改革>民間委託における各業務別資料
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaiaku/chiiki/gyoumukanren.html#gyoumukanren02
- 公金債権回収業務に係るアンケート調査等
公共サービス改革（市場化テスト）>公表資料等>委託調査
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaiaku/kouhyou.html

1

1 公共サービス改革推進室の取組

地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る環境整備

- 民間委託が可能な窓口業務（27業務）の整理
※「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することができる業務の範囲等について」（平成20年1月17日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進室）
- 窓口業務の民間委託に係るガイドライン、標準委託仕様書等の作成・公表
- 窓口業務の民間委託の事例集の作成ほか

市町村における民間委託に関する調査（公金債権回収業務、窓口業務を除く）

- 調査に係る民間委託状況と課題の調査
- 広報紙の配布方法（民間委託等）、広報のデジタル化に関する調査ほか

【参考】 官民競争入札等監理委員会「地方公共サービス小委員会」※平成18年～21年は「地方公共サービス部会」として設置

- ・地方公共団体の公共サービス改革の在り方についての調査検討するために設置
- ・これまで、地方公共団体の窓口業務や公金債権回収業務の民間委託の推進や自治体における業務のデジタル化等について、有識者の立場からヒアリングや調査検討を実施

※総務省HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/kanmin/chihoubukai.html

2

2 高知県の地方公共団体の区分・特徴

地域別区分

高知県	区分					人口(人)
	中核市	市	町	村	合計	
安芸		2	4	3	9	41,942
物部川		3			3	103,231
高知市	1				1	312,228
嶺北			3	1	4	9,929
仁淀川		1	4	1	6	72,254
高幡		1	4		5	48,312
幡多		3	2	1	6	76,967
県全体	1	10	17	6	34	664,863

高知県HP、総務省HP「【総計】令和7年度住民基本台帳人口・世帯数・令和6年人口動態（市区町村別）」をもとに作成

3

2 高知県の地方公共団体の区分・特徴

地域別区分（参考）

地域名	区分					人口(人)
	中核市	市	町	村	合計	
徳島		8	15	1	24	700,409
香川	1	7	9		17	939,965
愛媛	1	10	9		20	1,296,359
高知	1	10	17	6	34	664,863
四国全体	3	35	50	7	95	3,601,596

総務省HP「【総計】令和7年度住民基本台帳人口・世帯数・令和6年人口動態（市区町村別）」をもとに作成

4

2 高知県の地方公共団体の区分・特徴

公金債権回収業務に着目した特徴

一部事務組合方式

- 各市町村が単独では難しい専門的な徴収業務を、共同で効率的に実施可能
- 県が直接関与せず、市町村が主体となることで、地域の実情に合わせた柔軟な運営が可能

地域分散型

- 地域特性に応じた徴収戦略が立てやすい
- 移動距離や現地調査の負担を軽減

合同公売会

- 公売の開催回数を減らし、事務負担を軽減
- 広報効果が高まり、入札者が集まりやすい
- 滞納整理のスピードアップ

専門性強化

- 専門知識により徴収率向上
- 不正・違法リスクの低減

5

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

アンケート調査の概要

名 称	市区町村における民間委託の実施状況等に関する調査（令和3年度調査） 報告書※
実施期間	令和3年8月23日～令和3年9月10日
調査対象	全市区町村 1,741 団体
調査方法	Excel形式のアンケート調査票を電子メールにて送付・回収
回答数 (回答率)	1,366団体 (78.5%)

※本資料において出典として示す際には、「総務省『令和3年度報告書』」と表記します。

6

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

公金債権の種類

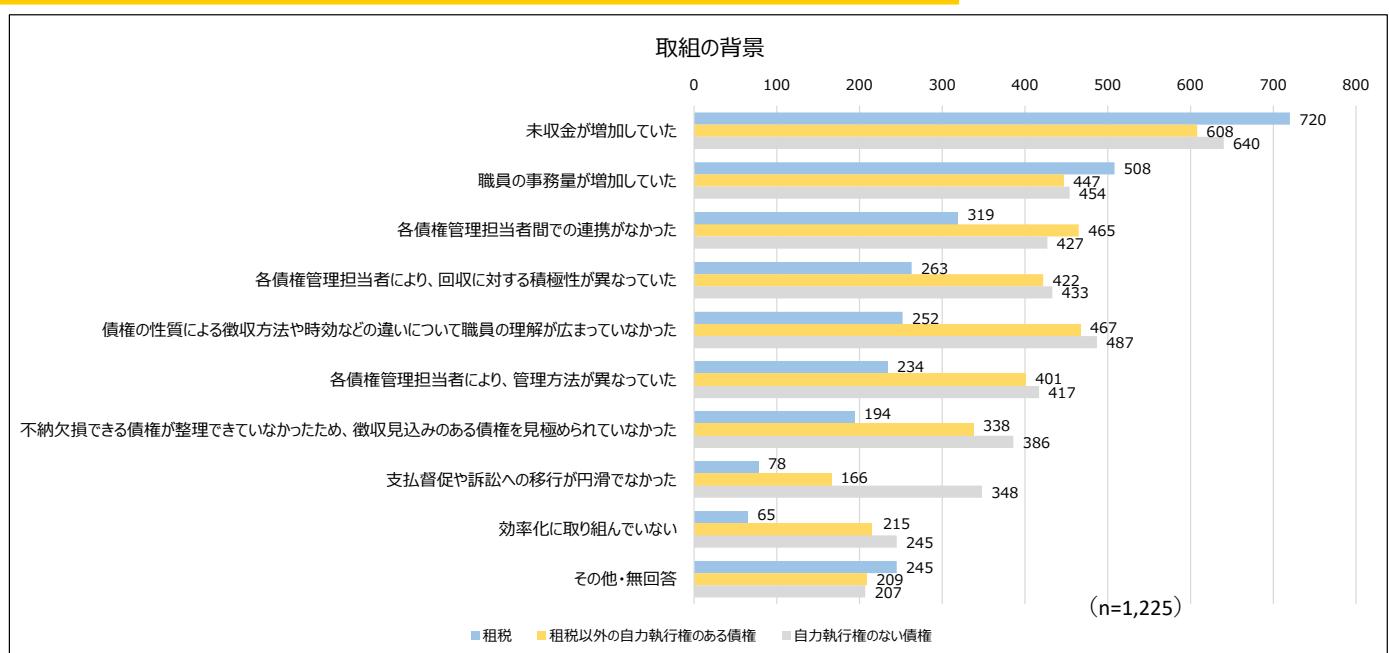
種 別	性 質	具 体 例
公債権	強制徴収公債権	自力執行権あり 地方税、国民健康保険料、介護保険料、道路占用料 等
	非強制徴収公債権	行政財産使用料、手数料 等
私債権	自力執行権なし	奨学資金貸付金、公営住宅使用料、公立病院診療費、水道料金、学校給食費 等

総務省『地方公共団体における公共サービス改革に関する報告書』（令和2年11月）をもとに作成

7

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

公金債権回収業務の効率化に向けた取組の背景

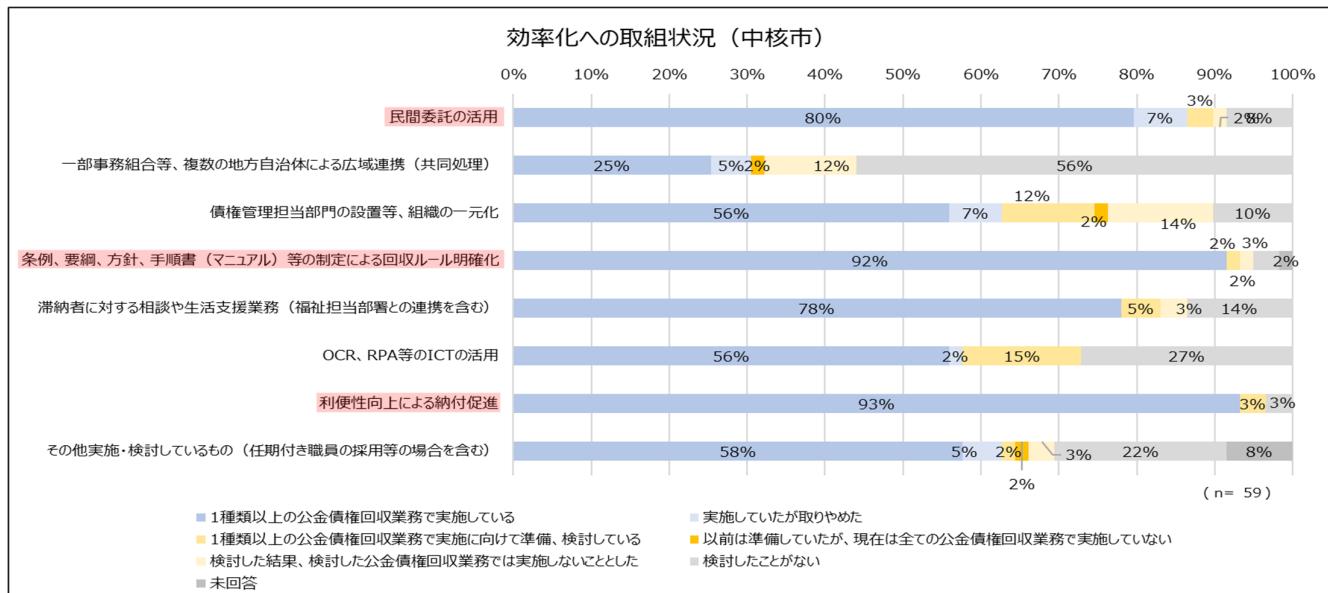


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-21 取組の背景（複数回答）」

8

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

公金債権回収業務の効率化に係る取組状況（中核市）

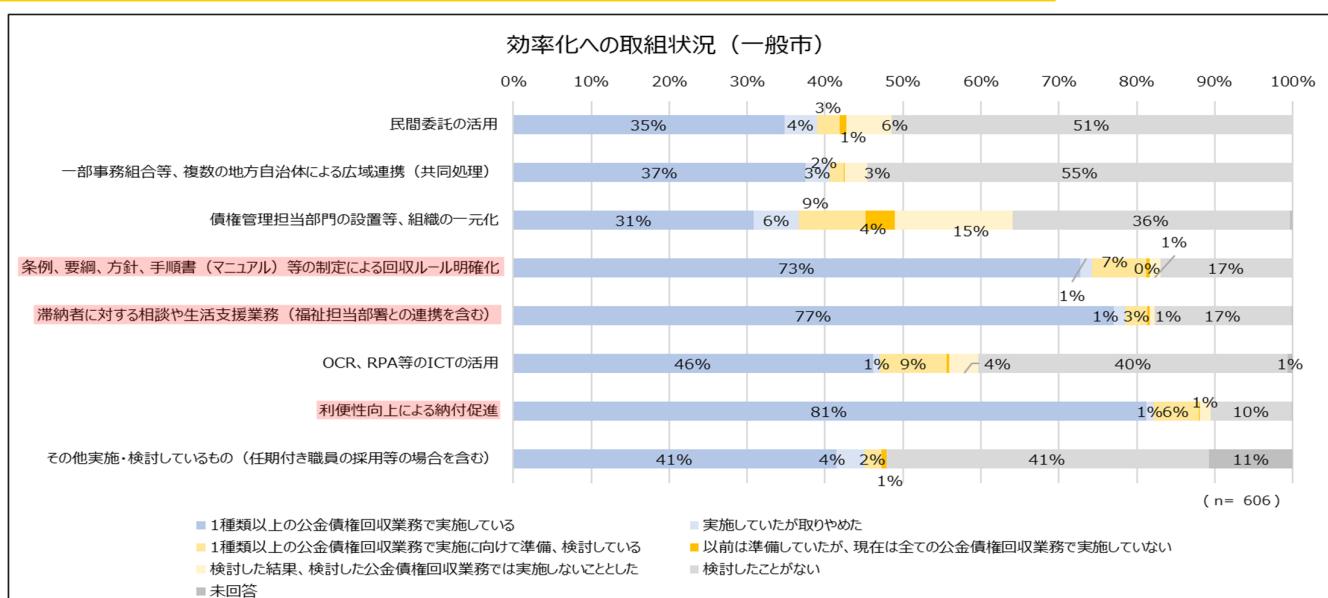


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-11 効率化への取組状況（中核市）」（各取組それぞれについて実施の有無を回答）

9

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

公金債権回収業務の効率化に係る取組状況（一般市）

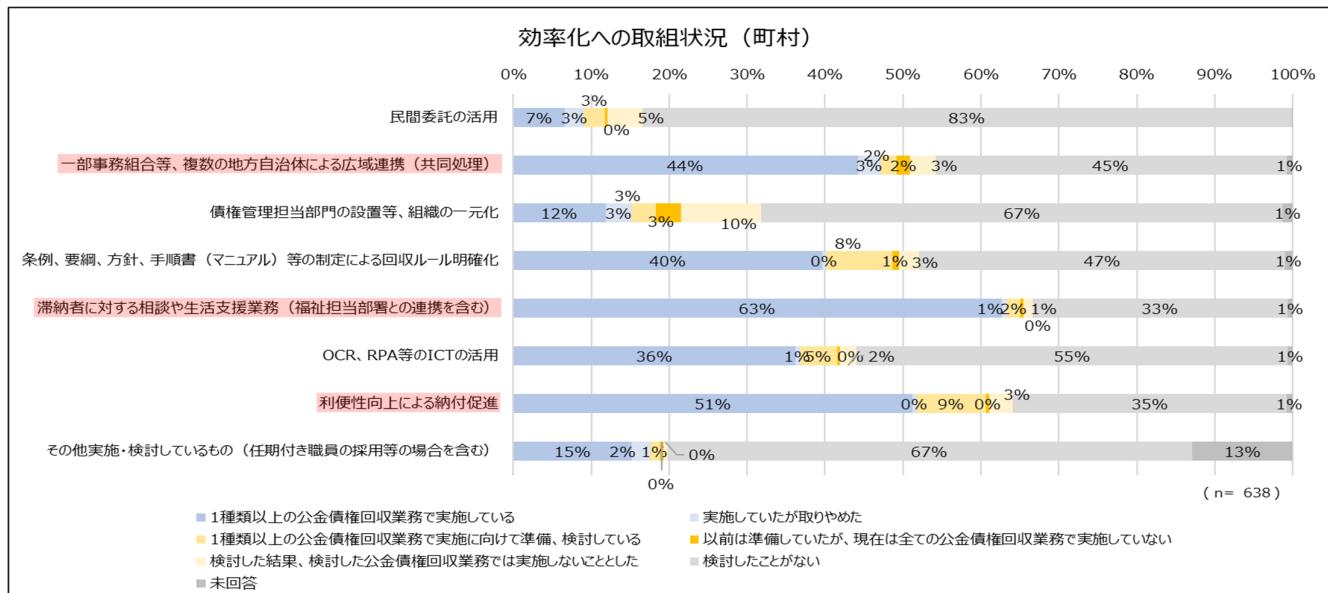


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-13 効率化への取組状況（一般市）」（各取組それぞれについて実施の有無を回答）

10

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

公金債権回収業務の効率化に係る取組状況（町村）

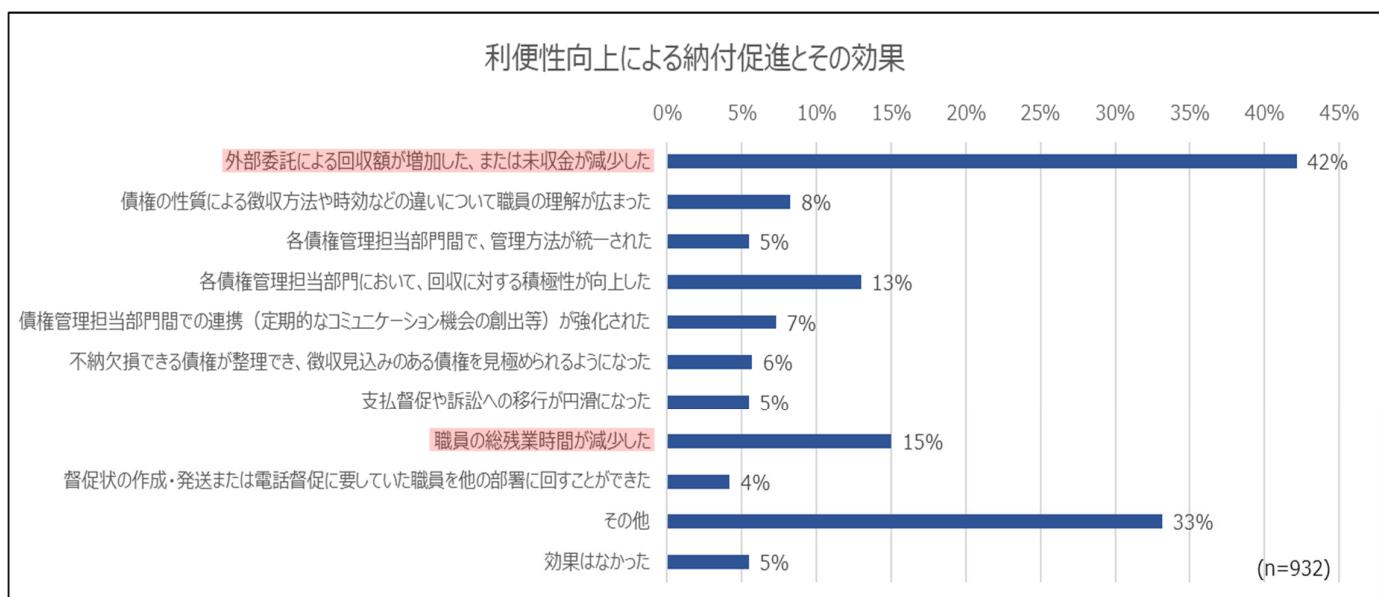


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-14 効率化への取組状況（町村）」（各取組それぞれについて実施の有無を回答）

11

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

利便性向上による納付促進とその効果

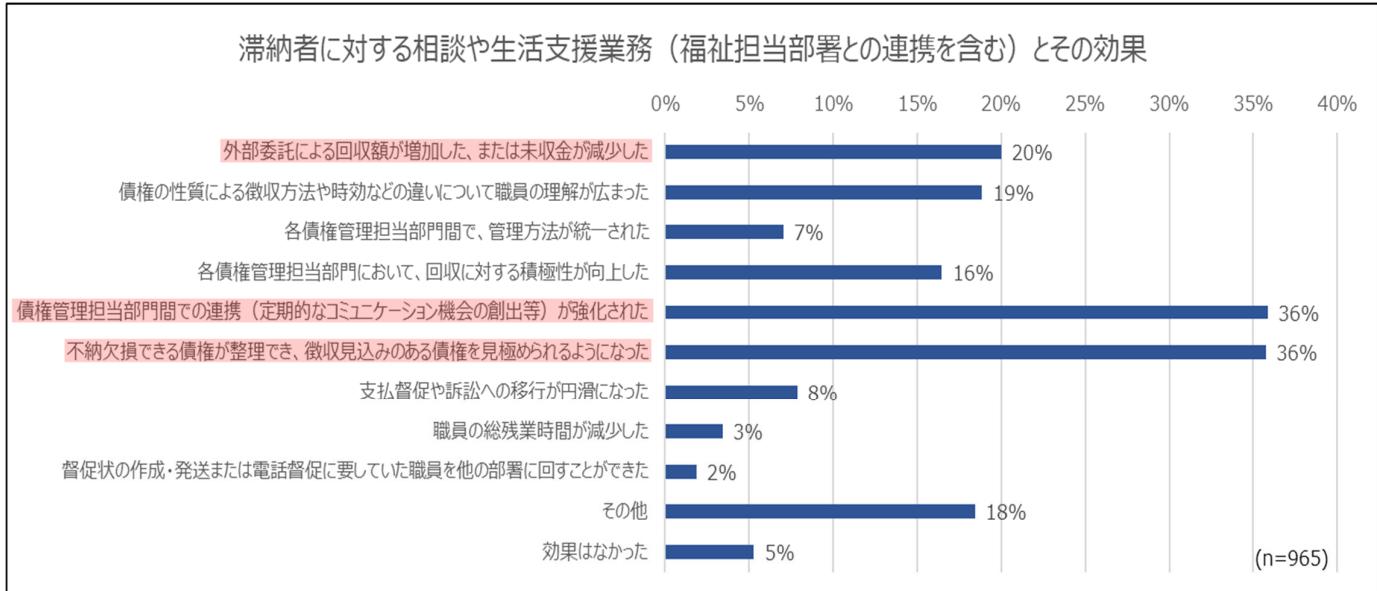


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-30 利便性向上による納付促進とその効果（複数回答）」

12

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

滞納者に対する相談や生活支援業務とその効果

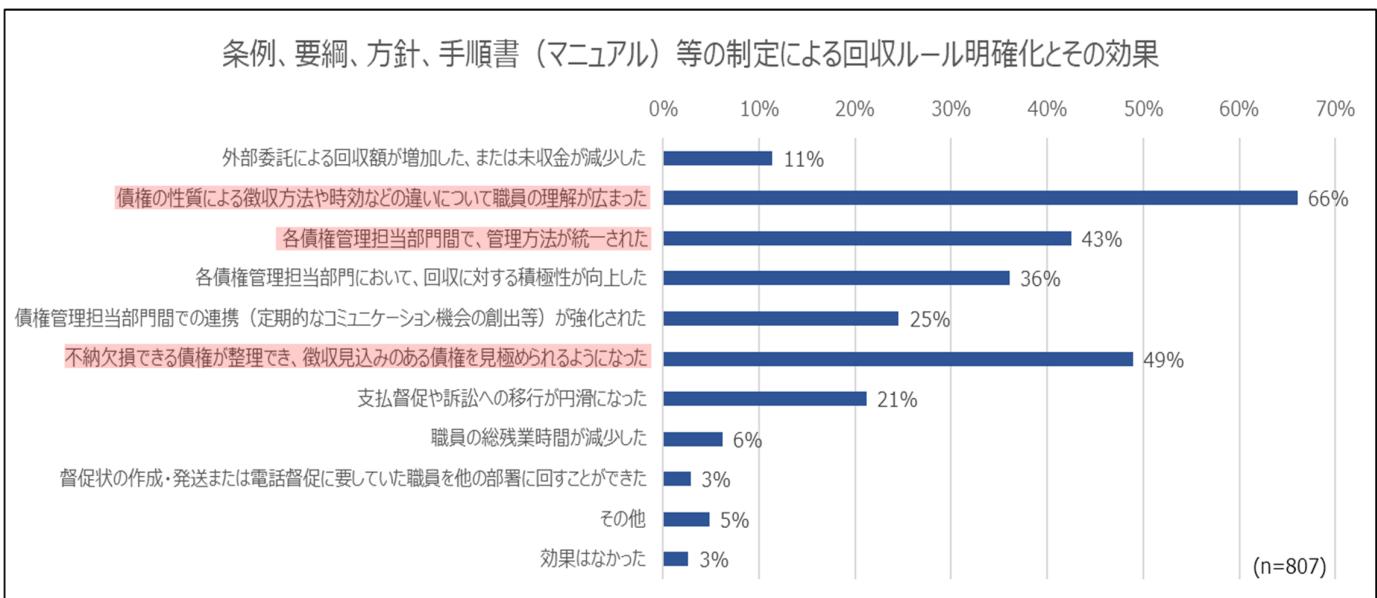


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-28 滞納者に対する相談や生活支援業務（福祉担当部署との連携を含む）とその効果（複数回答）」

13

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

条例、要綱、方針、手順書（マニュアル）等の制定による回収ルールの明確化とその効果

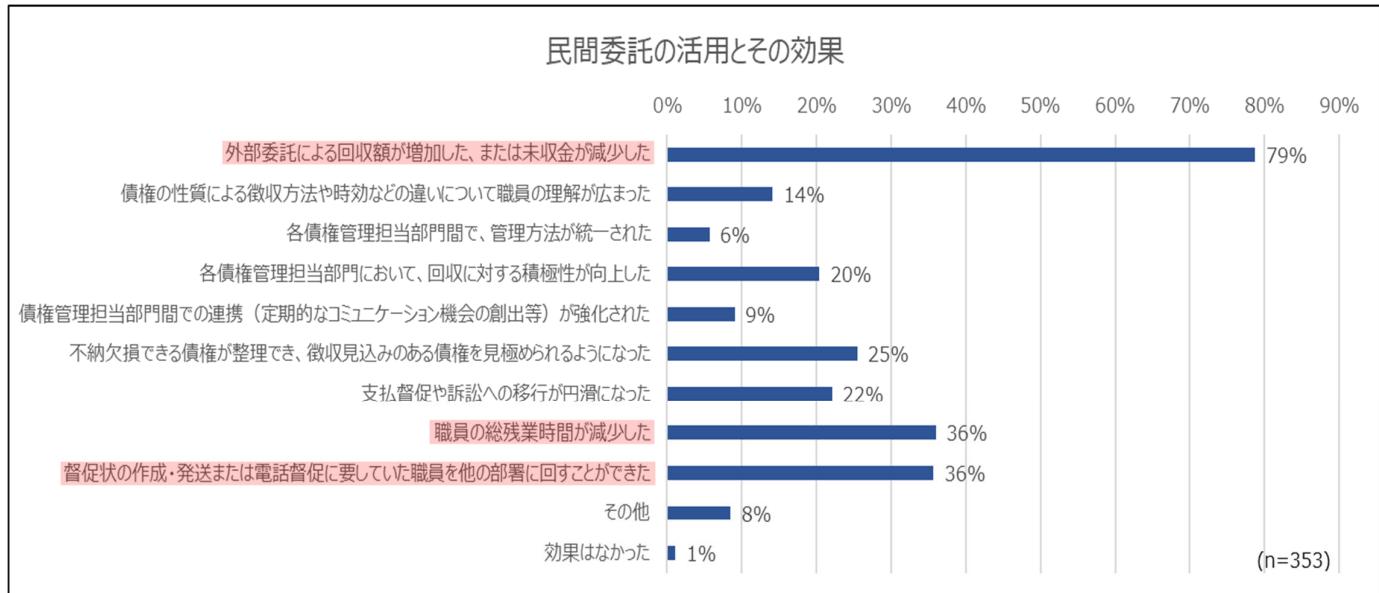


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-27 条例、要綱、方針、手順書（マニュアル）等の制定による回収ルールの明確化とその効果（複数回答）」

14

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

民間委託の活用とその効果

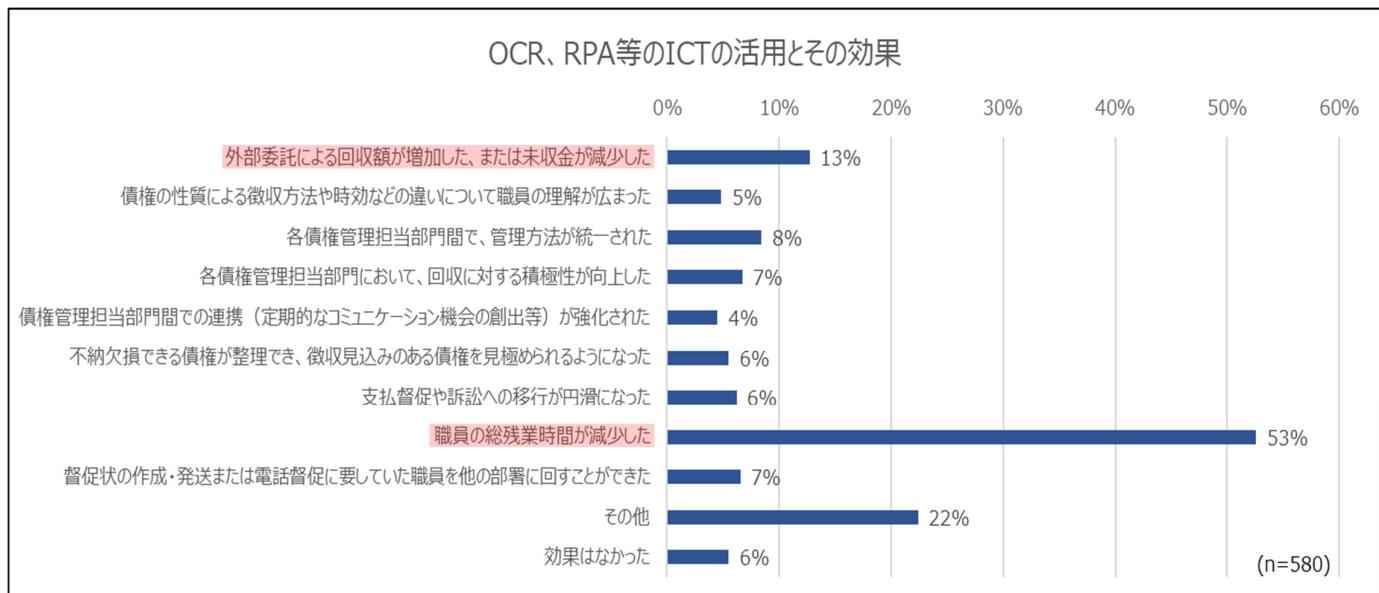


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-2-3 民間委託の活用とその効果（複数回答）」

15

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

OCR、RPA等のICT活用とその効果

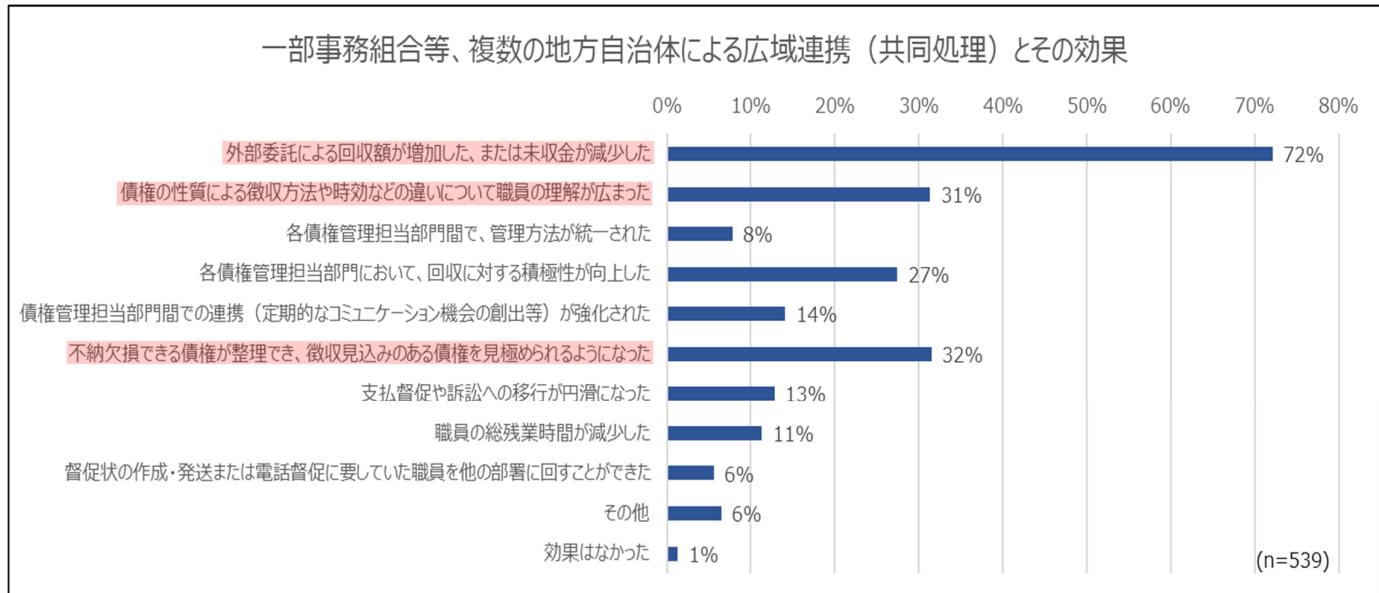


出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-2-9 OCR、RPA等のICTの活用とその効果（複数回答）」

16

3 公金債権回収業務に係る調査概要（令和3年度）

一部事務組合等、複数の地方自治体による広域連携（共同処理）とその効果



出典 総務省『令和3年度報告書』「図表5-2-4 一部事務組合等、複数の地方自治体による広域連携（共同処理）とその効果（複数回答）」

17

4 地方公共団体の取組事例

事例1 広域連携における生活困窮者への支援

人口規模：3万人以下

取組経緯	・年々増加する滞納額及び回収困難案件への対策。 ・職員のノウハウ・知識の取得。
取組概要 取組の特徴	・広域市町村圏事務組合の事業として、回収困難案件の強制徴収に係る専門機関を設置。 ・対象債権は強制徴収公債権。市町村から専門機関への移管期間は1年間。 ・課税調査・財産調査を実施。高額滞納者を抽出して専門機関へ移管。 ・専門機関が滞納者に対して折衝・相談。生活困窮者の場合は、担当課に情報共有。 担当課から個人情報は伝えず福祉担当に当該事例の一般的な対応を確認の上、専門機関から滞納者へ提示。
取組の効果	・専門機関への委託による職員の事務負担の軽減。 ・困難案件について、公売や差押等の処分が可能。 ・滞納者の収納意識の向上。
取組み後の課題	・福祉担当への支援策確認の際の個人情報の取扱。

18

4 地方公共団体の取組事例

事例2 組織一元化と官民連携による生活困窮者対応

人口規模：30万人以上

取組経緯	<ul style="list-style-type: none">滞納者の滞納総額や生活状況を把握しないまま、個々に債権各課からの催促を実施。自力執行権のない債権の回収に係る専門性とマンパワーの必要性。
取組概要 取組の特徴	<ul style="list-style-type: none">督促期限到来後の各課の公金債権のほとんどの徴収業務を「収納担当課」に統合。自力執行権のない債権の回収及び生活困窮者支援業務の弁護士への委託。生活困窮者を対象とした収納担当課、福祉部門、弁護士の3者による納付相談会の実施。
取組の効果	<ul style="list-style-type: none">納付相談会へ参加した滞納者の生活困窮者自立支援事業への申込。弁護士からの催促による滞納者の反応率の向上。福祉部門との連携による生活困窮者の早期発見、早期生活再建。
取組み後の課題	<ul style="list-style-type: none">委託費用の見直し。外国人滞納者への対応。

19

4 地方公共団体の取組事例

取組項目別事例

取組項目	事例
民間委託・ 外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none">庁内全債権回収担当課を対象とした債権管理専門研修の実施を弁護士に委託。電話催告センター業務を委託。土日を中心に稼働。民間金融機関出身者等の債権徴収専門嘱託員を採用
広域連携	<ul style="list-style-type: none">租税債権管理機構の設置（範囲：全県又は、県内一部地域）
回収ルールの明確化	<ul style="list-style-type: none">条例に基づき債権管理計画（3カ年プラン）を策定し、毎年、主要債権の徴収状況を全庁会議で共有、議会へ報告。
組織の一元化	<ul style="list-style-type: none">債権種別に拘わらず、回収困難案件を対応する専門部署を設置。専門部署へ引き継ぐ際の選定委員会による協議・審査
福祉部門との連携	<ul style="list-style-type: none">債務者からの聞き取りシート・カードの作成生活困窮者支援事業を委託している社会福祉協議会との連携
債権放棄の手続き	<ul style="list-style-type: none">条例に基づき生活保護対象者で資力の回復が見込めないとき。非強制徴収公債権及び私債権について、条例に放棄できる要件（生活困窮等）を規定。債権管理審査会で厳正な審査の上、判断。

20

参考資料

出典・参考

● 高知県ホームページ

- ・地域区分

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/sanshin-dai4kiver3/file_contents/file_2022463221328_1.pdf

● 市町村等ホームページ

- ・幡多広域市町村圏事務組合公式サイト

<http://www.hata-kouiki.jp/>

- ・幡多広域市町村圏事務組合（租税債権管理機構）

http://www.hata-e.co.jp/~hata_sozei/

- ・高幡広域市町村圏事務組合（租税債権管理機構）

<http://www.ca.pikara.ne.jp/kobansozei/index.html>

- ・南国・香南・香美租税債権管理機構

<http://www.union.nankoku-kikou.lg.jp/>

- ・高知市：不動産公売案内

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/15/koubai7-06.html>

21

参考資料

● 総務省ホームページ

- ・公金の債権回収に関する法務研修資料等

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/chiiki/koukinkensyu.html

- ・『地方公共団体における公共サービス改革に関する報告書』（令和2年11月）

III章 公金債権回収業務に係る事例収集

https://www.soumu.go.jp/main_content/000734860.pdf

- ・『市区町村における民間委託の実施状況等に関する調査（令和3年度調査）報告書』

5. 公金債権回収にかかるアンケート

https://www.soumu.go.jp/main_content/000808913.pdf

- ・【総計】令和7年度住民基本台帳人口・世帯数・令和6年人口動態（市区町村別）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutaisaisuu.html

22

高知弁護士会の自治体との連携に係る取組み

高齢者・障害者支援センター「くるみ」の活動のご案内

高知弁護士会
高齢者・障害者支援センター運営委員会

高知弁護士会高齢者・障害者支援センター「くるみ」では、高知県の高齢者・障害者の方々の権利擁護のため、自治体と連携した事業を行っています。

1 地域包括支援センター法律支援事業（愛称「ひょっとライン」）

弁護士が地域包括支援センターを訪問し、センター職員の相談を受ける有償事業です。

平成29年度に開始し、現在、県内3市町村との間で、「高齢者障害者権利擁護の推進に関する協定」を締結しています。

※ 市町村は、高知弁護士会が協定に基づき推薦した相談員と個別に法律支援事業契約を締結します。市町村から相談員に対し、同契約に基づく業務代金をお支払いいただいています。



「くるみ」ヌコッキラクター
くうちやん

2 ひまわりあんしん事業（無料電話相談）【チラシ】

高齢者・障害者の方々の法律相談のバリアフリー化等を目的として、弁護士による無料電話法律相談を中心としたサービスを提供するものです。ご本人のみならず、その支援者や関係機関の方々もご利用いただくことができます。

平成27年度に開始し、自治体等関係機関の職員からの電話相談や、関係機関のご紹介によるご本人・支援者の電話相談も多く受付けています。

※ 電話相談後に行われる来所相談、出張相談は原則有料です。相談者から相談担当弁護士に対し、相談料をお支払いいただいています。

3 高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム（虐待対応専門職チーム）派遣事業

高知県が、高知弁護士会及び高知県社会福祉士会が連携して構成する高齢者・障害者権利擁護専門家チームを、専門的助言を必要とする市町村及び広域連合に派遣する事業です。法的側面及びソーシャルワークの観点から総合的に市町村等を支援し、高齢者及び障害者虐待への対応体制の整備及び対応能力の向上を図ることを目的としています。

平成29年、高知県と高知弁護士会、高知県社会福祉士会の三者間で「高知県における高齢者・障害者権利擁護の推進に関する協定書」を締結しました。

※ 専門家チーム派遣を希望する市町村等は、高知県高齢者・障害者権利擁護センター（高知県が高知県社会福祉協議会に委託）に専門家チーム派遣を依頼します。派遣事業実施後、派遣先の市町村等から派遣されたチーム構成員に対し、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム派遣費用基準に基づく報酬及び旅費をお支払いいただいています。

4 高知県権利擁護支援ネットワークによるアドバイザー派遣事業

令和4年5月、高知県内における各市町村の権利擁護の取組を後方支援するため、高知県、高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県社会福祉士会等により構成する高知県権利擁護支援ネットワークが設置されました。定例的な協議を実施するほか、ネットワークの構成団体に所属する専門職をアドバイザーとして、市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社協等に派遣する事業を行っています。

※ アドバイザー派遣を希望する市町村等は、事務局である高知県社会福祉協議会にアドバイザー派遣を依頼します。派遣事業実施後、派遣されたチーム構成員に対し、事務局が費用基準に基づく報酬及び旅費を支払います（派遣先市町村等の費用負担はありません）。

高齢者・障害者向け無料電話相談

ひまわり あんしん事業



ひまわりあんしん事業とは？

- 高齢者（65歳以上）や障害者の法律問題についての無料電話相談です。
- 弁護士がお電話でご相談をお聞きします。
- 高齢者（65歳以上）・障害者ご本人やそのご家族、支援者などなどなたでもご利用いただけます。

- ◎ ご相談は、1回20分程度です。
- ◎ おひとりあたり1年間に3回までご利用いただけます。
- ◎ 毎週4件まで相談をお受けしています。

どんなことが相談できるの？

- 財産管理・成年後見
 - 消費者被害
 - 遺言・相続
 - 異婚
 - 借金
 - 介護
 - 虐待
- などなんでもだいじょうぶです。

どうやって相談したらいいの？

まずは、くるみの電話番号（**088-822-4852**）までお電話ください。
くるみの弁護士から、お電話します。

詳しい相談の流れはこちら

088-822-4852

にTEL

受付時間

月曜・水曜（年末年始、祝日を除く）

9:00～16:30

（12:00～13:00を除く）

お名前やお電話番号
などの基本情報を
お伝えください。

2営業日以内に
弁護士から電話が
かかってきます。

くるみマスコットキャラクター
『くうちゃん』



「くるみ」は、高齢者・障害者の方々の法律問題に取り組んでいます。

相談者の個人情報については、相談の実施、統計及び研修を目的とするほかは利用いたしません（統計及び研修を目的とする場合は、個人を特定できない形に加工して利用いたします。）。

高知弁護士会高齢者・障害者支援センター「くるみ」

〒780-0928 高知県高知市越前町1丁目5番14号
高知弁護士会 TEL 088-822-4852

2026（令和8）年1月22日実施

公金の債権管理回収業務に関する法令と実務 (in高知)

福岡県弁護士会
弁護士法人金子法律事務所
弁護士 福山 聖
日本弁護士連合会 自治体等連携センター 公金債権部会 委員
福岡公金債権研究会 副代表

本講座の構成

第1 総則

- 公金債権管理の極意
- 債権管理の意義
- 公金債権の種類
- 日常の債権管理・時効の管理・納付交渉の留意点

第2 各論

- 地方公共団体がなすべき措置（督促・強制執行等）
- 徴収緩和措置
- 財産調査

公金債権管理の極意

「回収すべきものは回収し、落とすべきものは適切に落とす！」



⇒回収はともかく、落とすべきものを落としておらず、違法な債権管理をしていることが非常に多い

※法令遵守（地自法2条X VI）

※公正かつ合理的・能率的な業務遂行（地自法2条X IV、X V）

2/59

債権管理の意義

●自治体債権の管理とは？

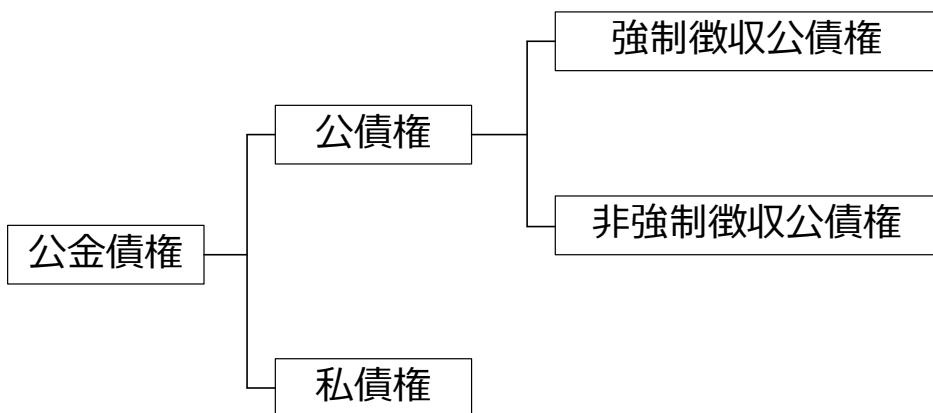
- ⇒ 自治体が財産として管理すべき「債権」：金銭債権のみ（地自法240条 I）
 - ⇒ 債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務
- cf.国の債権の管理等に関する法律2条 II



⇒ 取立だけでなく、消滅まできちんと行う必要がある！
～ゆりかごから墓場まで～

3/59

公金債権の種類①



●自治体が財産として管理すべき「債権」

⇒ 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利（地自法240条I）

4/59

公金債権の種類②

●公債権

⇒ 公法上の原因（法令または行政処分）に基づいて発生する債権

① 強制徴収公債権

- ⇒ 滞納処分により強制徴収できる公債権
- ⇒ 法律上は次の5つの種類に限定（地自法231条の3Ⅲ）
 - i) 地方税（同223条）
 - ii) 分担金（同224条）
 - iii) 加入金（同226条）
 - iv) 過料（同228条Ⅱ、Ⅲ等）
 - v) 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入
 - ex. 国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料、道路占用料等

5/59

公金債権の種類③

●公債権

⇒ 公法上の原因（法令または行政処分）に基づいて発生する債権

② 非強制徴収公債権

⇒ 滞納処分により強制徴収できない公債権

ex.生活保護法63条に基づく返還金（*ただしH30.10.1より前に支弁されたもの）

6/59

公金債権の種類④

●私債権

⇒ 私法上の原因（契約、事務管理、不当利得、不法行為）に基づいて発生する債権

ex.上水道料金、公立病院の診察料、奨学金貸付金

7/59

公金債権の種類⑤

●公債権と私債権の区別

① 強制徴収公債権かどうかの区別

⇒ 関係法規に「滞納処分することができる」という内容の規定があれば強制徴収公債権

ex.国民健康保険料（国民健康保険法79条の2・地方自治法231条の3Ⅲ）

介護保険料（介護保険法144条・地方自治法231条の3Ⅲ）

→「地方税の滞納処分の例により処分することができる」

道路占用料（道路法73条Ⅲ・39条Ⅰ）

→「国税滞納処分の例により～（略）～処分することができる」

生活保護法78条に基づく徴収金（平成26年7月1日以降に支弁されたもの。同法78条Ⅳ、

77条の2Ⅱ）

→「国税徴収の例により徴収することができる」

8/59

公金債権の種類⑥

●公債権と私債権の区別

② 非強制徴収公債権か私債権どうかの区別

⇒ 明確な基準はない...

⇒ 手掛かりとしては、発生原因の違い

公法上の原因 ⇒ 行政庁の処分（行政庁の一方的な意思表示）

私法上の原因 ⇒ 典型例である契約（当事者間の意思の合致）

⇒ i) 行政庁と相手方が対等な関係であることを前提とする法律関係か

ii) 関係法規が相手方の同意を前提としていない内容となっているか

iii) 関係法規が行政庁に特別な権限（立入検査権等）を付与しているか

⇒ 裁判例も手掛かりとなる（ただし、数は極めて少ない）

ex.公営住宅家賃（最判昭59.12.13）、水道料金（最決平15.10.10）

公立病院診察料（最判平17.11.21）

9/59

公金債権の種類⑦

● 例えば公立高校授業料は？

- ⇒ 「県立高校における生徒の在学関係は、私立高校におけるように契約によって生じるものではなく、行政処分（入学許可）により生じる公法上の法律関係であると解される」
(福岡地判H11.9.2)
- ⇒ 公法上の原因に基づいて発生する債権だとして、非強制徴収公債権？

↓ **But...**

- ⇒ 大学と生徒との法的関係について、「教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されている有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約である」（最判H18.11.27）
- ⇒ 授業料は教育役務の提供に対する対価
- ⇒ 公立高校授業料は私債権（私見）

10/59

日常の債権管理①

● 台帳の管理

- ⇒ 債権の詳細について帳簿に記載して管理する
cf. 国の債権の管理等に関する法律第11条 I、同施行令10条、債権管理条例等

● ファイルの管理

- ⇒ 債務者毎にファイルを作成して管理する（※事後的な監査や訴訟対応を想定）
cf. 地自法98条 I、199条 I

↓

- ⇒ 債権管理台帳等を適切に管理することが債権管理の第一歩！

11/59

日常の債権管理②

● 収納の管理

⇒ 紳入の調定

cf. 地自法231条、地自令154条 I

⇒ 紳入の通知

cf. 地自法231条、地自令154条 II・III

(※時効の更新の効力あり (地自法236条IV))

→ 地方税については地税法13条 I (納付・納入の告知)

→ 返戻された場合には住所調査を行なう必要あり (公債権については公示送達可)

cf. 地自法231条の3IV、地税法20条の2 II

12/59

時効の管理①

● 時効の意義

⇒ 時効とは、一定の事実状態が永続した場合、当該事実状態が眞実の権利関係と合致しているかどうかを問わず、当該事実状態をそのまま尊重して、これをもって権利関係と認める制度 (取得時効・消滅時効)

⇒ 公金債権も消滅時効の対象なので、時効の管理を行なうことが非常に重要

13/59

時効の管理②

● 時効の効果

- ⇒ 時効の効力はそのまま起算日まで遡る（民法144条）
- ⇒ 時効によって債権が消滅した場合、延滞金等も発生しなかったことになる

● 時効の起算点

- ⇒ ①権利を行使することができることを知った時
②権利を行使することができる時
から進行（民法166条Ⅰ①・②、地自法236条Ⅲ）
- ⇒ 履行期限が設定されている場合は、期限の翌日
履行期限が設定されていない場合は、債権の成立日

14/59

時効の管理③

● 消滅時効の期間

- ⇒ 公債権は原則5年（地自法236条Ⅰ）
- ⇒ 私債権は原則5年（民法166条）※旧民法では10年
ただし場合によって細かく分かれているので注意

15/59

時効の管理④

	時効期間	根拠条文
原則	【①②のいずれか早い方】 ① 権利行使することができることを <u>知った時から5年</u> ② 権利行使することができる時から10年（人の生命または身体の侵害による損害賠償請求の場合は20年）	民法166条、167条
不法行為	【①②のいずれか早い方】 ① 損害および加害者を <u>知った時から3年</u> （人の生命または身体の侵害による損害賠償請求の場合は5年） ② <u>不法行為の時から20年</u>	民法724条、724条の2
判決等	確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、 <u>確定した日から10年</u> （※公債権にも適用あり？）	民法169条 I

16/59

時効の管理⑤

● 時効期間に関する新旧民法の適用基準

- ・新民法の施行日：令和2年4月1日
- ・令和2年4月1日より前に債権の発生原因である法律行為がされたとき
→旧民法が適用される。
- ・令和2年4月1日以後に債権の発生原因である法律行為がされたとき
→改正民法が適用される。

※改正民法附則第10条参照

17/59

時効の管理⑤

●改正民法附則（平成二九年六月二日法律第四四号）

第10条（時効に関する経過措置）

- 1 施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 施行日前に旧法第百四十七条に規定する時効の中止の事由又は旧法第百五十八条から第百六十一条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。
- 3 (略)
- 4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

18/59

時効の管理⑥

●時効の援用

- ⇒ 時効の完成を主張することを「時効の援用」という
- ⇒ 私債権では必要（民法145条）
- 公債権では不要（地自法236条Ⅱ）
- ⇒ したがって、公債権では時効が完成すると自動的に消滅してしまう点に注意
- ⇒ 時効の援用は口頭でも可能だが、証拠保全の意味で書面でもらうのが望ましい

19/59

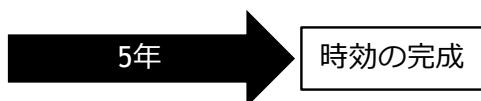
時効の管理⑦

● 時効の完成猶予

- ⇒ 一定の事由が生じた場合に、一定期間時効の完成が猶予される
- ⇒ 催告、裁判上の請求、強制執行、仮差押・仮処分等が典型的な完成猶予事由（民法150条、147条I、148条I、149条）

【具体例】

- ① 通常の消滅時効



- ② 時効の完成猶予があった場合の消滅時効



20/59

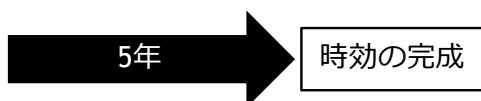
時効の管理⑧

● 時効の更新

- ⇒ 一定の事由が生じた場合に、時効期間がリセットされる制度
- ⇒ 債務の承認、判決の確定、納入の通知、地自法に基づく督促等が典型的な更新事由（民法152条、147条II、地自法236条IV）

【具体例】

- ① 通常の消滅時効



- ② 時効の更新があった場合の消滅時効



21/59

納付交渉の留意点①

● 納付交渉の目的

- ⇒ ①回収に向けた意思表示
- ②後の手続（強制執行・徴収緩和）を進めるための情報収集
- ⇒ **目的意識をもって行うことが非常に重要！**

22/59

納付交渉の留意点②

● 回収に向けた意思表示

- ・**公金債権は自治体の財産であるということの意識**
 - ⇒ 公の財産であり、回収しなくとも良いなどということはない！
- ・**滞納したくて滞納している債務者は少数だということの意識**
 - ⇒ 最初から敵対姿勢を示すのではなく、債務者の事情を丁寧に聞き取る
- ・**法的に出来ることと出来ないことの峻別をする意識**
 - ⇒ 下手に感情移入して債務者に言質を取られるような言動をしないように注意する

23/59

納付交渉の留意点③

●後の手続（強制執行・徴収緩和措置）を進めるための情報収集

・債務者の生活状況の確認

⇒ 収入の有無、家族関係等の確認

・債務者の財産状況の確認

⇒ 勤務先、預貯金の有無、自動車の保有等の確認

⇒ 紙料債権の差押え、預貯金債権の差押え、動産差押え等への布石

・有利な取り扱いを示唆すると比較的情報を手に入れやすい

⇒ ex. 「財産状況によっては徴収緩和措置を取ることが可能となる場合がありますので、資産の有無を確認させてもらっていいですか？」

⇒ 決して必ず免除してもらえるなどという期待を与えないように注意

24/59

地方公共団体がなすべき措置①

すべき措置		できる措置	
内容	根拠条文	内容	根拠条文
督促	公債権： 地自法231条の3 I 私債権： 地自法240条 II、 地自令171条	徴収停止措置	地自法240条 III、 地自令171条の5
		履行延期の特約・ 処分	地自法240条 III、 地自令171条の6
強制執行等	地自法240条 II、 地自令171条の2	免除	地自法240条 III、 地自令171条の7
		債権放棄	地自法96条 I ⑩

25/59

地方公共団体がなすべき措置②

●所定の手続を取って回収に努めることは自治体の義務！

⇒ 「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」（最高裁判所平成16年4月23日判決・ジュリスト臨時増刊2005年6月10日号（1291号））



⇒ したがって、債権を漫然と放置して消滅時効にかけてしまった場合、**違法！**

26/59

地方公共団体がなすべき措置③

●万が一放置して消滅時効にかけてしまった場合は？

⇒ 住民監査（自治法242条Ⅰ）・包括外部監査（自治法252条の36Ⅰ）において指摘される
ex.Yahoo!ニュース「熊本市民病院、1億5400万円未収 診療費、時効で回収不能」

⇒ 住民訴訟（242条の2Ⅰ④）で損害賠償が認められる
ex.浦和地判H12.4.24等

27/59

督促①

●督促の意義

公金債権管理における督促は、地自法等の関係法令に基づいて行なう催告の一種
→設定した納付期限を過ぎても、債務者が当該債務を履行しない場合に、期限を設定して納付を催告する最初の行為

●法律上の根拠

公債権

普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない（地自法231条の3Ⅰ）

私債権

普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（地自法240条Ⅱ、地自令171条）

督促②

●督促の法的效果

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
手数料・延滞金の徴収	○ (地自法231条の3Ⅱ)	○ (同左)	✗ (個別の弁済期限)
滞納処分の開始	○ (地自法231条の3Ⅲ)	✗	✗
時効の更新	○ (地自法236条Ⅳ)	○ (同左)	○ (同左)

督促③

●督促の方法

- ⇒ 地方税については書面（督促状）による必要あり（地税法66条I等）
- ⇒ 地方税以外の債権については、方式の定めなし
- ⇒ ただし、督促の法的効果の重要性に鑑みて、証拠が残るように書面でするのが望ましい

●督促の期限

- ⇒ 地方税以外には法律上の要請なし（ただし債権管理条例等で定めていることが多い）
- ⇒ 仮に期限に超過したとしても効力に影響はない（cf.徳島地判S30.12.27）

30/59

督促④

●再督促（催告）

- ⇒ 2回目以降の督促には時効の更新効は認められない
- ただし、完成猶予事由としての民法上の催告としての効力はあり（cf.最判S43.6.27）



したがって、1回目の督促以後に時効完成を免れるためには、訴訟の提起等が必要！！

31/59

強制執行等①

● 法律上の根拠

⇒ 督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない（地自法240条Ⅱ、地自令171条の2）

- ① 担保権の実行
- ② 債務名義（※確定判決等）に基づく強制執行（※差押え等）
- ③ 担保・債務名義がない場合には訴訟提起

⇒ 「相当の期間」とは、一般的には概ね1年（cf.松本英昭著「新版逐条地方自治法第9次改訂版」1036頁）※債権管理条例に定めがある場合あり

32/59

強制執行等②

● 債務名義とは

⇒ 債権の存在を証明する公文書（強制執行の際に必ず必要となる）

ex.執行認諾文言付き公正証書、確定判決、仮執行宣言付支払督促、和解調書、調停調書

● 債務名義を取得するための主な法的手続

⇒ 民事調停、即決和解、支払督促、訴訟（少額訴訟）

※「民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述」について

令和8年5月21日からの新制度のご案内(改正民訴法132条の11第1項3号)

33/59

新制度（m i n t s）のご案内

【開始】 令和8年5月21日から

【条文】 改正民訴法132条の10～同132条の13

※同132条の11第1項3号

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定による委任を受けた職員」

【内容】

地方自治体職員の指定代理人も、「**電子情報処理組織を使用する申立て等**」（m i n t s）の利用が義務付けられます！

34/59

新制度（m i n t s）のご案内

民事訴訟法第132条の10

- 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この章において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、裁判所に對してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。
- 前項の方法によりされた申立て等（以下この条において「**電子情報処理組織を使用する申立て等**」という。）については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- ～（略）～

35/59

民訴法132条の11(電子情報処理組織による申立て等の特例)

1 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、

前条第1項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですること
ができる申立て等について、口頭ですることは、この限りでない。

①訴訟代理人のうち委任を受けたもの（第54条第1項ただし書の許可を得て訴訟代理
人となったものを除く。） 当該委任を受けた事件

②国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194
号）第2条、第5条第1項、第6条第2項、第6条の2第4項若しくは第5項、第6条の3第4項若しく
は第5項又は第7条第3項の規定による指定を受けた者 当該指定の対象となった事件

③地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定による委任を受けた職員
当該委任を受けた事件

2 前項各号に掲げる者は、第109条の2第1項ただし書の届出をしなければならない。

3 第1項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責め
に帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行う
ことができない場合には、適用しない。

36/59

新制度（m i n t s）のご案内

改正民事訴訟法132条の10～同132条の13

①令和8年5月21日から民事訴訟のデジタル化が開始され、一部の対象者につ
いては訴訟手続に関して裁判所のシステムを利用したオンライン申立等が義務
付けられます。

②地方自治体の指定代理についても、オンライン申立義務付けの対象です。



デジタル化開始後は、地方自治体の指定代理人において裁判手続を行う場合、原則として、紙媒体の申立ではなく、オンラインシステム（mints）による申立てに
変更されるため、同手続きについて正確に把握しておく必要があります。

お困りの際は、弁護士にご相談ください！

37/59

強制執行等③

●支払督促

⇒ 簡易裁判所書記官に金銭の支払等を命じる督促を出してもらう手続

メリット	デメリット	判断基準
<ul style="list-style-type: none">① 請求金額の制限なし② 裁判所に出廷する必要なく、簡易迅速に債務名義取得可能③ 議会の議決不要（「訴えの提起」に含まれない）	<ul style="list-style-type: none">① 公示送達不可のため、居所不明者には利用不可② 債務者から異議が出されると通常訴訟に移行（その場合には議会の議決必要）③ 既判力なし	債権の存否そのものに争いがなく（債務者から異議が出せる可能性が低い）、債務者の居所が判明している場合には、適している

⇒ 確定すると、**仮執行宣言付支払督促**が債務名義となる

38/59

強制執行等④

●訴訟

⇒ 裁判所に訴えて、権利義務の法律関係を確定させる手続

メリット	デメリット	判断基準
<ul style="list-style-type: none">① 最終的な解決が図れる② 他の手続よりも任意の弁済が期待できる③ 裁判中でも訴訟上の和解可能	<ul style="list-style-type: none">① 費用・時間（半年～2年）等のコストが重い② 強硬手段のため、債務者との関係が悪化③ 議会の議決必要（地自法96条I⑫、ただし専決処分の可能性）	債務者との争いが顕著な場合、あるいは、債務者の居所が不明な場合には、適している。

⇒ 確定すると、**確定判決**（確定前でも仮執行宣言付判決）が債務名義となる

39/59

強制執行等⑤

●強制執行手続

- ⇒ 裁判所を通じて強制的に債権内容を実現する手続（自力執行の禁止）
- ⇒ 債務名義取得後は、強制執行手続をとることが法律上の義務（地自令171条の2 I ②）

●主な手続の種類

- ⇒ 債権執行、不動産執行、動産執行、自動車執行等

※差押禁止条項に留意

債権執行（給料等の差押え）の場合（民事執行法152条）

動産執行の場合（民事執行法131条）

40/59

強制執行等⑥

●債権執行

- ⇒ 債務者の有する債権（預貯金債権等）を差し押えた上で、第三債務者（銀行等）からの取立により債権の実現を図る手続

メリット	デメリット	判断基準
① 迅速・簡便 ② 預金・給料等の差押 対象債権について調査 しやすい	① 回収金額が少額にな りやすい	財産調査によって預貯 金等の債権の存在が判明 している場合には、検討 すべき

41/59

強制執行等⑦

●不動産執行

⇒ 債務者の有する不動産（自宅等）を差し押えた上で、強制競売手続によって換価して債権の実現を図る手続

メリット	デメリット	判断基準
<ul style="list-style-type: none">① 回収金額が高額になりやすい② 不動産については調査しやすい	<ul style="list-style-type: none">① 費用・時間がかかる② 既に抵当権等が設定されていて配当されない可能性あり③ 債権額が少額の場合、過剰執行として認められない可能性あり	債権が高額であり、かつ、担保が設定されていない不動産が存在している場合には、検討すべき

42/59

強制執行等⑧

●動産執行

⇒ 債務者の有する動産（貴金属等）を差し押えた上で、換価代金から債権の実現を図る手続

メリット	デメリット	判断基準
<ul style="list-style-type: none">① 迅速・簡便	<ul style="list-style-type: none">① 回収金額が少額になりやすい② 空振りに終わる可能性が高い	換価可能性のある動産が存在している可能性がある場合には、検討すべき

43/59

強制執行等⑨

●自動車執行

⇒ 債務者の有する自動車を差し押えた上で、換価代金から債権の実現を図る手続

メリット	デメリット	判断基準
① 自動車については調査しやすい	① 空振りに終わる可能性が高い	換価可能性のある自動車の存在を把握している場合には、検討すべき

44/59

徴収緩和措置①

●強制執行等を行なわなくても良い場合

- ⇒ ①徴収停止の措置を行う場合
- ②履行延期の特約又は処分を行う場合
- ③その他特別な事情が認められる場合
cf.地自法171条の2 I 柱書但書
- ⇒ 強制執行等を行なわないのであれば、徴収停止・履行延期の特約又は処分を検討すべき

45/59

徴収緩和措置②

●徴収停止措置

- ⇒ 債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（地自法240条Ⅲ、地自令171条の5）
 - ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき
 - ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき、
 - ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

46/59

徴収緩和措置②（徴収停止）

●徴収停止の効果

- ⇒ 取り立てをしなくても違法ではなくなる（※ただし時効期間は進行する）
- ⇒ 取り立てをしないまま消滅時効が完成しても問題なし
- ⇒ 徴収停止をした上で、消滅時効が完成した場合には、公債権は自動的に消滅することになるため（地自法236条Ⅱ）、速やかに不納欠損処理を行う必要がある（消滅した債権を帳簿上残し続けるべきではない）
- ⇒ 一方、私債権については時効の援用が必要
 - ⇒ 債務者に時効の援用を促しても良い？

47/59

徴収緩和措置③

●履行延期の特約又は処分

⇒ 普通地方公共団体の長は、債権について、次に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる（地自法240条Ⅲ、地自令171条の6）

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき
- ② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき
- ③ 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき
- ④～⑤ その他の事由

48/59

徴収緩和措置③（履行延期の特約又は処分）

●分納誓約書との違い

- ⇒ 履行延期の処分は自治体側の行為
 - ・期限の利益を付与する
 - ⇒ 分納誓約書は債務者側の行為
 - ・事実上債務者が自ら分納をしているだけで、履行期限は延期されない。
したがって、滞納状態は解消されていないことに注意！
 - ・法律上は債務の承認に当たる
時効の更新効あり（民法152条Ⅰ）
- ※直接の債務者ではない家族が行う行為については要注意

49/59

徴収緩和措置③（履行延期の特約又は処分）

● 延期する期間

- ⇒ 特に定めはないが、どんなに長くても5年以内が相当か？
cf. 国の債権の管理等に関する法律25条

● 履行延期の効果

- ⇒ 履行期限が延期されるので、滞納が解消される
もっとも、延期後の期限が超過されると再度滞納状態になることに注意

50/59

徴収緩和措置④

● 債権の消滅手続

- ⇒ 徴収緩和措置を検討した上で、回収可能性がないような場合には消滅手続を検討すべき
(※債権をのこしたまま管理し続けるのもコスト)
- ⇒ 方法としては、**免除・債権放棄**の手続がある

51/59

徴収緩和措置⑤

● 免除

- ⇒ ① 無資力等を理由として履行延期の特約・処分をした債権
- ② 履行期限から10年の経過
- ③ なお、無資力（又は近い状態）、かつ、弁済見込みなし
- ⇒ ①～③を充たした場合には、債権（及び損害賠償金）を免除可能（地自令171条の7Ⅰ）
- ⇒ この場合、議会の議決は不要（同法171条の7Ⅲ）

52/59

徴収緩和措置⑥

● 債権放棄

- ⇒ 債権者的一方的な行為のみによって債権を消滅させるという点において債務の免除の法的性質を有するものと解される（最判H24.4.20）

53/59

徴収緩和措置⑦

●議会の議決による債権放棄

- ⇒ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること（地自法96条Ⅰ⑩）

●専決処分による債権放棄

- ⇒ 事前に議会の議決により指定しおくことで、一定の金額まで専決処分可能（地自法180条Ⅰ）

●債権管理条例による債権放棄

54/59

徴収緩和措置⑧

●地方税その他の強制徴収公債権の緩和措置

- ⇒ 徴収の猶予（地税法15条）
- ⇒ 納税の猶予（国通法46条）
- ⇒ 換価の猶予（地税法15条の5～6、国徵法151条～151条の2）
- ⇒ **滞納処分の停止**（地税法15条の7、国徵法153条）
 - ① 財産がない場合
 - ② 滞納処分によって生活を著しく急迫させるおそれがある場合
 - ③ 所在及び財産が不明である場合
- ⇒ 執行停止が3年継続した場合には、納付・納入義務は消滅（地税法15条の7Ⅳ、国徵法153条Ⅳ）

55/59

徴収緩和措置⑨

●強制執行等と徴収緩和措置は裏表

- ⇒ 徴収緩和措置はあくまで「できる措置」（行なうことは義務ではない）
- ⇒ もっとも、徴収緩和措置を取らない限り、強制執行等が義務付けられる！
- ⇒ したがって、強制執行等を行ないつつ、状況に応じて回収困難ケースについては徴収緩和措置を取ることが重要
- ⇒ **強制執行等も行なわない、徴収緩和措置も行なわない、というのが一番ダメ！！**

56/59

財産調査①

●財産調査の意義

- ⇒ 債務者の資力状況が各種手続の要件となっていることが多いため、日常的な債権管理として債務者の財産について調査しておくことは非常に重要！
- ⇒ ただし、守秘義務違反の問題に注意（基本は本人から入手すること）

●債権の種類に応じた財産調査

- ⇒ 強制徴収公債権については、法律上強力な調査権が認められている
cf.地税法68条VI、国徴法141条、142条等
- ⇒ 一方、その他の債権については強力な調査権が認められていないので、あらゆる方法を駆使して財産について調査する必要がある

57/59

財産調査②

●財産調査の種類

⇒ 裁判所を介さない方法

①本人からの聞き取り調査、②関係先調査、③弁護士法23条の2の照会

⇒ 迅速・簡便に実行可能だが、調査の実効性に疑問

⇒ 裁判所を介して行なう方法

①財産開示手続（民執法197条等）

②第三者からの情報（不動産・預貯金債権）取得手続（民執法205条、207条等）

⇒ 強制的に情報を取得可能だが、債務名義があることが前提となるためコストが重い

58/59

最後に

●債権管理に求められるもの

⇒ 滞納になった後には、督促・強制執行をする義務があり、それを懈怠した場合には法的責任が問われる可能性がある

⇒ したがって、そのような事態にならないように初動が大事！

⇒ 漫然とルーティンで債権管理（納付交渉）をするのではなく、次のステップ（強制執行・徴収緩和）を想定しながら、必要な情報を取得することを常に意識する

⇒ 回収を図るのが大変だから、ということで放置しておくのが一番問題

⇒ どうしても手に負えない、という時は専門家を頼るのも大事

以上

59/59